

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか1名

## 証拠申出書 (第2次)

2011(平成23)年12月12日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 鴎 将 周

同 小 島 智 史

1

### (1) 人証の表示

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465番地

証人 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 浅野和広

(呼出・尋問予定時間60分)

### (2) 立証趣旨

浅野氏は、木曾川水系河川整備計画策定に際しての木曾川水系流域委員会において、中部地方整備局河川部河川調査官(当時)として、行政側の説明員の一人として出席していた者である。

木曾成戸地点における河川維持流量50m<sup>3</sup>/sは、被告は「歴史的経緯を踏まえて」設定されたものであると主張するのみであり、この維持流量には何らの科学的根拠もなく、木曾川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が適法

に策定されたものではないことを立証する。

(3) 尋問事項

- ① 木曾川水系流域委員会において、委員は、いかなる資料に基づき、いかなる検討を行い、いかにして木曾川水系河川整備計画を策定したか
- ② ヤマトシジミの生存に必要な流量が検討された理由
- ③ 「歴史的経緯」とはいかなるものか、科学的根拠のある「経緯」なのか

2

(1) 人証の表示

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

証人 愛知県知事 大村 秀章

(呼出・尋問予定時間15分)

(2) 立証趣旨

大村氏は、本件の被告の一人である愛知県知事である。

同氏は、平成23年2月のいわゆるトリプル投票（愛知県知事選挙・名古屋市長選挙・同市議会解散の是非を問う住民投票）に際して、連携した河村たかし氏との「アイチ・ナゴヤ共同マニフェスト」に、「木曾川水系連絡導水路事業の見直し」を掲げて当選した。

被告愛知県知事として、本件導水路事業を見直し、事業からの撤退が必要であると考えていることを立証する。

(3) 尋問事項

- ① 本件導水路事業の見直しが必要であると考えている理由
- ② 本件導水路事業に関する現在の考え方
- ③ 愛知県としての、今後の本件導水路事業についての対応

3

(1) 人証の表示

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

証人 名古屋市長 河村 たかし

(呼出・尋問予定時間15分)

(2) 立証趣旨

河村氏は、本件導水路事業により利水が予定されている名古屋市の市長である。

同氏は、上記トリプル投票に際しての大村氏との「アイチ・ナゴヤ共同マニフェスト」に、「木曾川水系連絡導水路事業の見直し」を掲げて当選した。また、同氏はすでに、2009年5月に、名古屋市長として、水需要が増えていることなどを理由として、本件導水路事業から撤退し、徳山ダムの水1.7 m<sup>3</sup>/sの利水の権利を放棄すると表明していた。

名古屋市長として、本件導水路事業が不必要であり、事業から撤退する考えであることを立証する。

(3) 尋問事項

- ① 本件導水路事業が不必要、事業から撤退すると考えている理由
- ② 名古屋市としての、今後の本件導水路事業についての対応

以 上